

## 海老名市保護者負担経費検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市立小中学校における保護者負担軽減の在り方を検討するため、海老名市保護者負担経費検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校における徴収金に関すること。
- (2) 保護者負担軽減に関すること。
- (3) その他委員長が特に必要と認めたことに関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 検討委員会の委員は次に掲げる者のうちから、教育委員会が指名する。

- (1) 単位PTA会長会代表
- (2) 海老名市立小中学校保護者代表
- (3) 海老名市立小中学校校長会代表
- (4) 海老名市立小学校教頭会代表
- (5) 海老名市立中学校総括教諭代表
- (6) 教育委員会(教育部長、教育部次長、就学支援課長)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には教育部長を、副委員長には海老名市立小中学校校長会代表をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要と認めた場合又は急施を要する場合は、書類の回議をもって検討委員会の会議に代えることができる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、就学支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員会に諮って定めることができる。

附 則

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。